

# **原子力二法人の統合に関する報告書のポイント**

## **1 . 原子力に関する基本認識**

### **新法人設立の意義**

原子力二法人の統合は、原子力に対する国民の信頼を回復する転換点とし、新たな発展を目指す重要な機会と積極的に捉えるべきもの。

研究開発事業の整理合理化や研究資源の有効活用の一層の推進により、総合的な研究開発体制の実現による効率的な業務遂行が可能となる。

## **2 . 新法人設立の基本理念**

原子力研究開発の国際的な中核的拠点（COE）を実現するとともに、原子力安全研究などにより国の政策へ貢献する。

自らの施設の安全確保を徹底し、立地地域との共生に最善を尽す。

行政改革の観点にのっとり、整理合理化と活性化を推進し、国内最大の研究開発機関として効率的・効果的な経営・業務運営体制を構築する。

## **3 . 新法人の使命**

原子力システムの高度化を図ることにより、エネルギーの安定確保と地球環境問題の解決に資する。

原子力利用の可能性の開拓により、科学技術の発展に貢献する。

安全、人材等に関する原子力の基盤を強化することにより、我が国が直面する諸問題の解決に貢献する。

廃棄物発生者等としての責任を全うし、自らの原子力施設の放射性廃棄物の処理・処分等を実現する。

## **4 . 新法人の業務とその推進の方向**

新法人は以下の業務を実施する。

原子力の基礎・基盤研究等を行うこと

核燃料サイクルの確立を目指した研究開発を行うこと  
自らの原子力施設の廃止措置と自らの放射性廃棄物の処理処分を行うこと  
国の安全規制、原子力防災対策、国際的な核不拡散への協力をを行うこと  
大学との連携協力等を通じた原子力分野の人材育成を行うこと  
原子力に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと  
研究施設及び設備の共用に供すること  
研究成果の普及とその活用の促進を図ること

## 5. 新法人に求められる組織・運営の在り方

### (1) 独立行政法人制度の趣旨を踏まえた組織・運営体制の確立

新法人の組織・運営体制は、独立行政法人制度の趣旨にのっとって構築されなければならない。なお、中期目標作成等について、原子力委員会及び原子力安全委員会の適切な関与の方法を、独法行政法人制度と矛盾のない形で検討する。

### (2) 経営の基本的考え方

新法人の長は、異なる複数の事業を有機的に連携しつつ、統一的、一体的に遂行するための強力な経営体制を構築し、定期的かつ重層的な評価の仕組みを導入することを検討すべきである。

新法人の長は、大学、産業界等の第三者からの意見を適切に経営に反映すること等により、適切な経営体制を構築することが求められる。また、新法人の実施する研究開発戦略を、関係者の参画を得つつ、企画し立案する機能を整備することが求められる。

### (3) 業務運営の在り方

新法人の研究開発業務においては、有為な人材の積極的な登用を可能とする競争的な研究環境や人事システムを構築することが必要である。また、プロジェクト研究開発の推進に当たっては、民間事業者との連携協力のもとに実施し、経済社会のニーズを反映させた定期的な評価を実施することが必要である。

原子力安全規制に対する協力活動においては「透明性」、「中立性」と「独立性」に配慮しつつ実施することが必要である。

新法人は産業界及び大学等との連携強化のためのシステムとルールを構築するとともに、大学等の関係者の意見を反映させる枠組みを整備することなどにより、連携強化を積極的に促進するべきである。

## **6 . 新法人の財務基盤の確立**

### **(1) 総合的な研究開発機能と適時適切な廃棄物対策の両立**

新法人の原子力施設の廃止措置と放射性廃棄物の処理処分を長期的な観点から計画的かつ確実に実施するとともに、総合的な研究開発機関として研究開発を着実に実施できるように、国及び新法人は必要な措置を講じていくべきである。

### **(2) 累積欠損金の適切な処理**

累積欠損金については、先行の独立行政法人の研究開発法人と同様に、法的措置により政府及び民間出資の減資を行うことが適切である。

## **7 . 新法人の統合による融合相乗効果と効率化・合理化**

基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発に至る幅広い技術基盤などをもとにした研究開発分野の融合相乗効果の発揮とともに、両法人が別々に実施してきた事業の一元化により業務の効果的・効率的な実施が期待される。

原子力二法人が保有する事業所の統廃合、研究開発のための施設、設備の整理、合理化等を進め、固定経費を可能な限り抑制・削減することなどにより事業の効率化を実現することが必要である。

## **8 . 新法人設立に向けて今後調整及び検討を行うべき事項**

累積欠損金の適切な処理に当たって、出資者等との調整が必要である。

原子力安全規制上の地位を適切に承継するため、関係行政機関との調整が必要である。

新法人の中期目標の策定等にあたり反映すべき原子力政策等が的確に示されることを期待するとともに、国及び原子力二法人においてはこの原子力政策等の検討にあたり必要な協力等を行っていくことが必要である。